

重要事項説明書

介護老人保健施設ハートケア東大宮
(介護予防) 訪問リハビリテーションのご案内
(令和6年6月1日現在)

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

- ・施設名 介護老人保健施設 ハートケア東大宮
- ・開設年月日 平成13年12月1日
- ・所在地 埼玉県さいたま市見沼区風渡野45番地
- ・電話番号 048-682-6821 ・FAX番号 048-682-6823
- ・管理者名 西 篤 渡
- ・訪問リハビリ管理者 星野 美和 (作業療法士)
- ・介護保険指定番号 1156580021 号

(2) (介護予防) 訪問リハビリテーションの目的と運営方針

(介護予防) 訪問リハビリテーションは、要介護者(要支援者)の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅などにおいて理学療法、作業療法または言語聴覚療法、その他の必要なリハビリテーションを行うことによって、利用者の心身の機能維持回復を図り、利用者の生活維持又は、向上を目指すものとする。

この目的に沿って、当事業所では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

[介護老人保健施設ハートケア東大宮(介護予防)訪問リハビリテーションの運営方針]
当施設は、①高齢者の自立支援 ②利用者の在宅生活継続の支援 ③地域・家庭との結びつきを追究していきます。

(3) 事業所の職員体制

・ 医 師	常勤(兼務) 1 人
・ 理学療法士 ・ 作業療法士 ・ 言語聴覚士	1名以上(兼務)

(4) 通常の事業の実施地域

さいたま市見沼区、岩槻区、大宮区、北区、上尾市で当施設から片道5kmの範囲

2. 提供サービス

【1】(介護予防) 訪問リハビリテーション

(1) サービス内容

- ① (介護予防) 訪問リハビリテーション計画の立案・実施・評価・見直し
- ② リハビリテーションマネジメント

③ 住宅改修や福祉用具選定の相談援助

④ 行政手続代行

(2) 利用料、その他の費用

利用者及び代理人は連帯して当施設に対し、本契約に基づく（介護予防）訪問リハビリテーションサービスの対価として、利用単位ごとの料金を基に計算された月ごとの合計額を支払う義務があります。自己負担額は、サービスごとの単位数に地域単価（10.83）を乗じた金額の1割、2割、3割負担となります。ただし、介護保険の給付の範囲をサービス利用は全額負担となります。

1) 訪問リハビリテーション

ア 基本利用料（20分1単位）

*地域区分1単位の単位を含む（10.83円）（3級地）

一回当たりの所要時間	介護度	利用者10割負担額	利用者1割負担	利用者2割負担	利用者3割負担
20分	要介護1～5	3,335円	334円	667円	1,001円

イ 加算

要件を満たす場合、基本料金に以下の料金が加算されます。

① サービス実施による加算

加算の種類	要件	利用者10割負担額	利用者1割負担額	利用者2割負担額	利用者3割負担額
リハビリテーションマネジメント加算(イ)	①計画書作成②定期的評価③必要に応じた見直し④リハビリテーション会議を3か月に1回行い、訪問リハビリ計画について理学療法士等が説明・同意を得た場合	1月につき 1,949円	1月につき 195円	1月につき 390円	1月につき 585円
リハビリテーションマネジメント加算(ロ)	上記加算1の要件に加え、厚労省にデータの提出を行った場合	1月につき 2,306円	1月につき 231円	1月につき 462円	1月につき 692円
リハビリテーションマネジメント加算(医師の説明)	訪問リハビリテーション計画書について、訪問リハビリテーション事業所の医師が説明し、同意を得た場合	1月につき 2,924円	1月につき 293円	1月につき 585円	1月につき 878円
短期集中リハビリテーション加算	退院(所)日又は認定日から起算して3月以内の期間にリハビリを実施した場合	1回につき 2,166円	1回につき 217円	1回につき 434円	1回につき 650円
退院時共同指導加算	医療機関に入院中の者が退院するにあたり、事業所の理学療法士等が退院前カンファレンスに参加、共同指導を行い、当該者が初回の訪問リハビリテーションを行った場合	1回につき 6,498円	1回につき 650円	1回につき 1,300円	1回につき 1,950円

計画診療未実施減算	事業所の医師がリハビリテーション計画作成に関わる診療を行わなかった場合	1回につき -541円	1回につき -54円	1回につき -109円	1回につき -163円
-----------	-------------------------------------	----------------	---------------	----------------	----------------

② 加算の基準に適合していると県に届け出ている加算

加算の種類	要件	利用者 10割負担額	利用者 1割負担額	利用者 2割負担額	利用者 3割負担額
移行支援加算	訪問リハビリを行い、利用者の社会参加等（通所介護等への移行）を支援し、評価対象期間にて基準を満たした場合	1回につき 184円	1回につき 19円	1回につき 37円	1回につき 56円
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	厚生労働大臣が定める基準（勤続年数7年以上の者）が1名以上いる場合	1回につき 64円	1回につき 7円	1回につき 13円	1回につき 20円
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	厚生労働大臣が定める基準（勤続年数3年以上の者）が1名以上いる場合	1回につき 31円	1回につき 4円	1回につき 7円	1回につき 10円

2) 介護予防訪問リハビリテーション

ア 基本利用料

* 地域区分1単位の単位を含む（10.83円）（3級地）

1回当たりの 所要時間	介護度	利用者 10割負担額	利用者 1割負担額	利用者 2割負担額	利用者 3割負担額
20分	要支援 1～2	3,227円	323円	646円	969円

イ 加算

要件を満たす場合、基本料金に以下の料金が加算されます。

① サービス実施による加算

加算の種類	要件	利用者 10割負担額	利用者 1割負担額	利用者 2割負担額	利用者 3割負担額
短期集中リハビリテーション実施加算	退院（所）又は認定日から起算して3ヶ月以内の期間にリハビリを実施した場合	1回につき 2,166円	1回につき 217円	1回につき 434円	1回につき 650円
退院時共同指導加算	医療機関に入院中の者が退院するにあたり、事業所の理学療法士等が退院前カンファレンスに参加、共同指導を行い、当該者が初回の訪問リハビリテーションを行った場合	1回につき 6,498円	1回につき 650円	1回につき 1,300円	1回につき 1,950円
計画診療未実施減算	事業所の医師がリハビリテーション計画作成に係る診療を行わなかった場合	1回につき -541円	1回につき -54円	1回につき -109円	1回につき -163円

12月超え減算	利用開始月より起算して12月を超えて利用した場合 ※3月に1回以上リハビリ会議を開催し、計画書の見直し、厚労省へデータを提出した場合は減算を行わない	1回につき -324円	1回につき -33円	1回につき -65円	1回につき -98円
---------	---	----------------	---------------	---------------	---------------

② 加算の基準に適合していると県に届け出ている加算

加算の種類	要件	利用者 10割負担額	利用者 1割負担額	利用者 2割負担額	利用者 3割負担
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	厚生労働大臣が定める基準(勤続年数7年以上の者)が1名以上いる場合	1回につき 64円	1回につき 7円	1回につき 13円	1回につき 20円
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	厚生労働大臣が定める基準(勤続年数3年以上の者)が1名以上いる場合	1回につき 31円	1回につき 4円	1回につき 7円	1回につき 10円

(3) お支払い方法

利用料金は月末締めで請求します。請求書は翌月中旬に郵送します。

お支払いは原則、口座振替(自動引き落とし)にてお願いします。

振替日は、翌月28日(休日となる場合は翌営業日)となります。

ご利用料金の他、引き落とし手数料として110円かかりますのでご了承下さい。

(4) 通常の事業の実施地域を超えて行うサービスに要した交通費については、1kmにつき35円をいただきます。

3. 緊急時の対応方法

サービスの提供中に利用者の心身の状態が急変した場合、応急の対応を行い、緊急時の連絡先に連絡するとともに、速やかに主治医に連絡を取る等の必要な処置を講じます。

4. 事故発生時の対応

- ④ サービス提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業所に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとします。
- ⑤ 当施設は事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、その完結の日から2年間保存するものとします。
- ⑥ 当施設は、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行うものとします。

5. 個人情報の利用目的

当施設では利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念のもと、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

① 利用者等への訪問リハビリテーションの提供に必要な利用目的

【当施設での利用】

- ・当施設で利用者に提供するリハビリテーション
- ・介護保険事務
- ・利用者に係る管理運営業務のうち、
-会計・経理

－質向上・安全確保・療養・リハビリテーション事故あるいは未然防止等の分析・報告

【他の事業者等への情報提供】

- ・当施設が利用者等に提供する訪問リハビリテーションのうち、
 - －利用者にサービスを提供する他のサービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者介護等）、照会への回答
 - －家族等へのリハビリテーション状況説明
- ・介護保険事務のうち、
 - －審査支払機関又は保険者へのレセプトの提出
 - －審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・賠償責任保険等に係る、医療、介護に関する専門の団体、保険会社等への相談又は届出等
- ・第3者機関への質向上・安全確保・医療事故対応・未然防止等のための報告

② 上記以外での利用目的

【当施設での利用】

- ・当施設の管理運營業務のうち
 - －医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - －当施設において行われる学生の実習への協力
 - －当施設において行われる事例研究
 - －利用者への満足度調査や業務改善のためのアンケート調査

【他の事業者等への情報提供を伴う事例】

- ・当施設の管理運營業務のうち、
 - －外部監査機関への情報提供

6. 訪問リハビリテーション利用に当たっての留意事項

サービスのご利用に当たってご留意頂きたいことは、以下の通りです。

- ①体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の介護支援専門員（又は地域包括支援センター）又は、当事業所の担当者へご連絡下さい。
- ②主治の医師から指示事項がある場合は申し出ください。
- ③（介護予防）訪問リハビリテーションは、かかりつけ医からの診療情報（診療情報提供書）を基に、当事業所医師による診療・指示に基づいて開始されます。指示書の有効期間は3か月となっております。
「（介護予防）訪問リハビリテーション計画書」を作成・説明し、同意を得たうえでサービス提供を開始します。

7. 非常災害対策

- ・防災訓練 年2回

8. 禁止事項

当施設では、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

9. 相談・要望及び苦情等の窓口

- (1) 苦情処理の体制

- ア サービス提供に関する相談及び苦情を受けるための窓口を設置します。
- イ 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制は以下の通りです。

☆サービス相談窓口☆
 訪問リハビリテーション管理者：星野 美和
 電話番号：048-787-8686（代表）
 (受付時間) 午前8時30分から午後17時30分まで
 月曜日から土曜日（祝日・年末年始12/31から1/3を除く）

☆その他の相談窓口☆

- さいたま市 保健福祉局 長寿応援部 介護保険課
 住所 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号
 電話 048-829-1264（直通）
- 見沼区役所 健康福祉部 高齢介護課
 住所 さいたま市見沼区堀崎町12番地36
 電話 048-681-6067（高齢福祉係）
 048-681-6068（介護保険係）
- 上尾市 高齢介護課
 住所 埼玉県上尾市本町3丁目1番1号
 電話 048-775-6473（直通）
- 埼玉県国民健康保険団体連合会 介護保険課 苦情対応係
 住所 さいたま市中央区大字下落合1704（国保会館）
 電話 048-824-2568（苦情相談専用）

11. 営業時間

営業日	月曜日から土曜日（祝日、12月31日～1月3日を除く）
営業時間	8時30分から17時30分まで
サービス提供時間	8時30分から17時30分まで

令和 年 月 日

私は、重要事項説明書に基づき、重要事項、個人情報の利用目的等について
担当者 _____ により説明を受け、内容を十分理解し同意致します。

[利用者]

(利用者本人)

住 所

氏 名

印

(代理人)

住 所

氏 名

印